第4章 投資信託の解約金返還債務に係る債権を受働 債権とする相殺の倒産手続における可否 一名古屋高判平成24年1月31日(金法 1941号133頁)を素材に一

松下淳一

1 はじめに

本稿の目的は、投資信託の解約と投資信託の販売金融機関による相殺を通じた債権回収の倒産手続における可否について近時の裁判例を素材として検討すること、またこれに関連して投資信託の販売の際の説明義務について検討することである。

2 名古屋高判平成 24 年 1 月 31 日 (金法 1941 号 133 頁) について

(1) 訴え提起に至る経緯

X(原告、被控訴人)は、Y(銀行、被告、控訴人)との間で、投資信託総合取引規定等の規定に基づき投資信託受益権の管理等を目的とする委託契約を締結し、平成12年1月から平成19年3月までの間にYから投資信託(以下「本件投資信託」という。)について受益権を購入した(以下「本件受益権」という。)。Xは訴外A社の代表取締役であり、A社はYとの間で銀行取引約定を締結し、継続的に銀行取引を行っていた。Xは、平成19年1月に、A社がYとの銀行取引により将来に負う一切の債務について6億円を極度額として保証する旨の契約をYと締結した。Xは、A社の代表取締役として、A社の借入先のほとんどの金融機関に連帯保証をしていた。

A社が、平成20年12月10日に再生手続開始の申立てをしたため、Xは一斉に保証債務の履行を求められる状況になり、遅くともその数日後には支払不能の状態となり、同月29日には支払を停止した。Yは同日Xの支払停止を知った。

Yは、Xに対する債権者として、平成21年3月23日にXに代位して、販売会社であるY自身に対して、Xの有する本件受益権について本件投資信託の解約実行請求権を行使し、これを受けて、販売会社であるYは、同日、委託者(投資信託委託業者)に対し、本件投資信託の本件受益権分について解約請求があった旨の通知(以下「本件解約通知」という。)をした。本件解約通知により、本件投資信託の受託者は、平成21年3月26日、Yに対し、本件受益権分

に係る一部解約金として717万3909円(以下「本件解約金」という。)を振り込んだ。Yは、Xに対し、同月31日、YのXに対する本件連帯保証債権(同日時点で5954万2964円)とXのYに対する本件解約金返還請求権(以下「本件解約金返還請求権」という。)とを対当額で相殺する旨の意思表示をした(以下「本件相殺」という。)。

Xは、平成21年4月28日に、再生手続開始の申立てをし、翌5月12日に再生手続開始の 決定がされ、Zが監督委員に選任された。

Xは、本件相殺は民事再生法93条1項2号又は3号により無効であるとして、民法658条・646条(受任者による受寄物の引渡し等)による解約金返還請求権として717万3909円及び遅延損害金の支払を求めて、Yを被告として訴えを提起した。Xは、この請求以外に、債権者代位権行使の違法に基づく損害賠償及び投資信託の解約方法等の説明をしなかったことに基づく損害賠償として同額の請求をしている。また、Zによる否認権行使もされている。以下では、上記損害賠償請求及びZの否認権行使については触れないこととし、また説明義務違反についても最後に一言するにとどめる。

(2) 第1審判決(名古屋地判平成22年10月29日金法1915号114頁)

第1審判決は、Yによる本件相殺は民事再生法93条1項3号に該当し、再生手続との関係で禁止されると判示した上で、同条2項2号により相殺禁止が解除されるかどうかを検討し、相殺禁止は解除されないという解釈論をとって、Xの請求を認容した。

大要以下のような判示がされた(一部省略)。

「民事再生法 93 条 2 項 2 号が、『前に生じた原因』を相殺禁止の例外とするのは、相殺禁止の要件が満たされる時期以前に再生債権者が正当な相殺期待をもっていたといえることにその根拠があるものと解される。」「民事再生法 93 条 2 項 2 号にいう『前に生じた原因』というためには、具体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なものである必要があるというべきである。」

「本件投資信託においては、受益者である X が、本件受益権を解約した場合に、委託者は、その解約金を販売会社である Y に支払うという構造になっている。しかし、 X の本件受益権は、 Y 以外の他の金融機関・証券会社への振替の可能なものがあるのであって、振替が禁止されるわけではなく、受益者である X が希望すれば、 Y は、振替を行う必要がある。本件投資信託において、本件受益権の解約金の返還義務を本来的に負っているのは受託者たる信託銀行であって、販売会社である Y は本件受益権の解約金の返還義務そのものを負っているわけではなく、 解約金が Y に支払われる構造であることから、 解約金が Y に入金されることによって、 その返還義務を負うという関係にあるにすぎない。 そうすると、 仮に、 上記のような他の金融機関への振替が行われれば、 そもそも解約金が Y に入金されることはなく、 解約金返還債務が Y

に発生することはない。その意味で、本件投資信託において、将来的に、解約金につきYが受領できることは確実であるとはいえず、しかも、その振替は、Yの同意の有無にかかわらずXが自由に行うことができるのであるから、Yが解約金の受領を行うことにつきXを拘束するほど強い指定があるというものでもない。まして、受益権の換価方法は解約の他に、買取請求、信託期間終了時の償還などの方法があるのであるから、確かに、解約による換価が一般的な方法といえるとはしても、換価方法として解約の方法が必ず選択されるというものでもなく、その意味でも、Yに解約金返還債務が発生する確実性は乏しいといわざるを得ない。」

「XがYとの間で締結した銀行取引約定には、『期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由 によって、Yに対する債務を履行しなければならない場合、その債務とXの預金その他の債権 とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでもYは相殺することができる』旨の条項 があるところ、Yは、Xが、同銀行取引約定を前提に、本件取引規定を締結した以上、銀行取 引約定にいう『その他債権』に本件解約金返還債務が該当し、本件解約金返還債務は、民事再 生法 93 条 2 項 2 号『前に生じた原因』に基づくかの主張をし、昭和 63 年判決(最判昭和 63 年 10 月 18 日民集 42 巻 8 号 575 頁) において、その取り立てに供される手形は、偶然、その 時点で債権者(信用金庫)が占有している手形にすぎないにもかかわらず、取引約定の存在を 前提に相殺を許容していることに照らせば、本件でも銀行取引約定がある以上、同様の判断が されるべきとの指摘をする。確かに、昭和63年判決の事例においては、債権者(信用金庫) は、支払停止前に破産者から個々の手形につき取立てを委任され裏書交付を受けることにより 手形を占有するに至ったというように、たまたま、手形を占有していたものにすぎないものと も解され、それでも、相殺を許容しているといえるが、この場合、占有する手形を取立て、債 務の弁済に充てることができるとの規定が取引約定に明確に存在するのであって、少なくと も、『預金その他債権』というように、具体的な対象としているのは預金のみで、その他は、 『その他債権』と極めて包括的な規定をするにすぎない本件の銀行取引約定とを同列に論ずる ことは困難というべきである。」

これに対してYは控訴した。

(3) 控訴審判決(名古屋高判平成24年1月31日金法1941号133頁)

控訴審判決は、大要以下のように判示して、第1審判決とは逆に、民事再生法93条2項2号により相殺禁止が解除されるという解釈論をとってXの請求を棄却した。

まず、同号に該当するという判示である。

「YのXに対する本件解約金返還債務は、Xが支払の停止をする前に締結された本件取引規 定を内容とする本件管理委託契約に基づき、Yが本件受益権を管理していることにより、本件 受益権分の解約によって解約金がYに交付されることを条件として発生し、Yは、かかる停止条件付きのものとして本件解約金返還債務をXの支払の停止前に負担したのであるところ、Xの支払の停止後に本件解約金がYに交付されたため、上記停止条件が成就して、Xに対して本件解約金返還債務として負担するに至ったものであるが、当時なおXとYの間には本件管理委託契約が存続し、これに従って本件受益権はYによって管理されていたのであり、Yは、本件管理委託契約を包含する上記仕組みに従って、上記停止条件成就によりXの支払の停止後にXに対して本件解約金返還債務を負担したものであるから、本件解約金返還債務の負担は、YがXの支払の停止を知った時より前に生じた本件管理委託契約等という原因に基づく場合に当たるものというべきである。」

次に、Yが本件相殺について<u>合理的な期待</u>を有していたかについて以下のように判示する (下線は筆者が付した。)。

「Yの本件解約金返還債務は、本件受益権が本件管理委託契約に従ってYにより管理されている限りは、本件管理委託契約とこれを包含する本件投資信託の仕組みにより、いったんは本件停止条件付きの債務として発生してYが負担し、次いで、本件停止条件の成就により現実の返還義務としてYの負担となるものであるから、単に、Yが本件投資信託の信託契約の当事者でないことや、同信託契約上の解約金支払義務者が委託者であって、Yでないとのことにより、Yがその有する本件連帯保証債権(再生債権)をもって本件解約金返還債務に対応するXの債権を相殺することについて合理的な期待を有しないということはできない。

さらに、Xの「本件受益権の換金方法等として、解約のほかに、買取請求、受益権の譲渡、 償還金の受領等の方法があり、その場合には、Xは本件解約金返還債務に対応する債権を取得 することはないから、Yがその有する本件連帯保証債権(再生債権)をもって本件解約金返還 債務に対応するXの債権を相殺することについて合理的な期待を有するものではない。」とい う主張に対しては以下のように判示する。

「本件受益権について上記のような換金方法が存在するものの、本件受益権についての換金方法としては解約の方法が一般的であることが明らかである。そして、(略)本件受益権が本件管理委託契約に従ってYにより管理されている限りは、Yの本件解約金返還債務は、本件管理委託契約とこれを包含する本件投資信託の仕組みにより、いったんは本件停止条件付きの債務として発生してYが負担し、次いで、本件停止条件の成就により現実の返還義務としてYの負担となるものであるから、本件管理委託契約が存続し、これに従って本件受益権がYによって管理されている限りは、本件受益権について他の換金方法があるとしても、Yがその有する本件連帯保証債権(再生債権)をもって本件解約金返還債務に対応するXの債権を相殺することについて合理的な期待を有しないということはできない。

また、上記のとおり、本件管理委託契約において、Xは、本件取引規定を内容とする本件管理委託契約をいつでも解約することができるものとされているが、そうであるからといって、本件管理委託契約が存続し、これに従ってYが本件受益権を管理している限りは、Yが、その有する本件連帯保証債権(再生債権)をもって本件解約金返還債務に対応するXの債権と相殺することについて期待を有するものというべきであり、かつ、その<u>期待が合理的</u>なものでないとはいえない。

なお、Yは、Xから特段の要請もないのに受益権の解約以外の換金方法についての説明をすべき義務はない、と判示して、説明義務違反に基づく損害賠償請求も棄却した。

Xは上告受理申立てをした(上告受理申立ての帰趨について後述6参照)。

3 関係者の法律関係

本件投資信託に関する関係者は、委託者、受託者、販売会社と受益者の4者である。委託者 と受託者との関係は両者の間に締結された投資信託約款による信託契約により、委託者と販売 会社との関係は両者間に締結された投資信託の募集販売委託契約により、販売会社と受益者と の関係は両者間に締結された本件取引規定を内容とする本件管理委託契約により、それぞれ規 律されている。

本件管理委託契約は、受益権の購入及び解約の申込みはYの取扱店(Xが開設した投資信託 口座及び指定預金口座のある店舗)等において受け付けること、委託者から支払われる一部解 約金はXの指定預金口座に入金されること等を定める。そして、本件受益権の受益者であるX が販売会社であるYに対し、本件受益権に係る本件投資信託について解約実行請求を行ったと きは、Yは、解約実行請求があったことを委託者に通知し、委託者は、一部解約を実行して本件 投資信託が一部解約され、一部解約金は、受託者から委託者に交付され、委託者は、これをYに 交付し、Yは、これをXの指定預金口座に入金してXに支払うとの法的な仕組みとなっている。

したがって、本件投資信託において、Xが、本件受益権について解約実行請求をした場合には、それにより本件投資信託の一部解約がされ、Yが委託者から一部解約金の交付を受けることを条件(以下「本件停止条件」という。)としてXに対して一部解約金の支払義務を負い、これに対応して、XはYに対して本件停止条件の付いた一部解約金返還請求権を取得することになる、と説明されている。

本件と同様の投資信託に関して、最判平成 18 年 12 月 14 日(民集 60 巻 10 号 3914 頁)は、大要、「証券投資信託である MMF(マネー・マネージメント・ファンド)であって、①投資信託約款において、受益証券の換金は受益者が委託者に対して信託契約の解約の実行を請求す

る方法によること、この解約実行請求は委託者又は受益証券を販売した会社に対して行うこと、委託者は受益者から解約実行請求があったときは信託契約の一部を解約し、一部解約金は上記会社の営業所等において受益者に支払うことが定められ、②上記会社が、委託者から、受益証券の販売のほか、解約実行請求の受付及び一部解約金の支払等の業務の委託を受け、受益証券が上記会社に保護預りされているものについては、上記会社が委託者から一部解約金の交付を受けることを条件として効力を生ずる受益者の上記会社に対する一部解約金支払請求権を差し押さえた債権者は、取立権の行使として、上記会社に対して解約実行請求の意思表示をすることができ、委託者によって信託契約の一部解約が実行されて上記会社が一部解約金の交付を受けたときは、上記会社から同請求権を取り立てることができる。」と判示して、投資信託の受益者の債権者が投資信託を対象として、停止条件の付いた解約金返還請求権を執行対象として債権回収する可能性を認めた。

4 関連判例

名古屋高判平成24年1月31日は、債務者について再生手続が開始され、かつ解約実行請求が再生手続開始前(かつ支払停止後)にされた事案である。これに対して、債務者について破産手続が開始され、かつ解約実行請求が破産手続開始後に破産管財人によってされた事案についての判例が、大阪地判平成21年10月22日(金法1934号106頁)及びその控訴審判決である大阪高判平成22年4月9日(金法1934号98頁)である⁽¹⁾。

いずれも、投資信託の受益者について破産手続が開始された場合に、投資信託の販売会社である銀行は、その有する破産債権を自働債権、破産管財人がした解約実行請求に基づき委託者から販売会社の受益者口座に入金された解約金の返還請求権を受働債権とする相殺を認めた。

これらの裁判例は、破産法 67 条 2 項後段との関係では、販売会社の相殺期待を合理的なものと認めたものと理解することができる。

5 名古屋高判平成24年1月31日に対する評価

(1) 相殺肯定説

中西正「証券投資信託における受益者の破産・民事再生と相殺」(2) は、投資信託の換価方法

⁽¹⁾ この控訴審判決に対しては上告受理申立てがされたが、最高裁は不受理決定をした(最決平成23年9月2日金法1934号105頁)。

⁽²⁾ 銀法 743 号 (2012 年) 22 頁、28 頁。

が複数あるとしても一部解約が一般的である以上、停止条件付解約金返還請求権は市場において担保権の目的となり得る財産価値を有することを理由に、民事再生法 93 条 2 項 2 号の適用を肯定する。

高山崇彦・辻岡将基「名古屋高判平 24.1.31 と金融実務への影響」⁽³⁾ は、次のように述べて相殺を肯定する。まず、合理的な相殺期待を認定する際の考慮要素として、代理受領や振込指定との対比から、①債務者・第三債務者に課されている拘束の強さ、②相殺の対象となる受働債権の発生原因の特定性(受働債権の発生の確実性)、③ Y 固有の換価権の存在を挙げる。次に、①については、解約金は Y を通じてしか支払われないことになっていること、②については、受益権の換価方法としては解約が一般的であること、③については、受益者が無資力なら債権者代位権により解約できること、受益者が無資力になれば自分で解約して債務の支払に充てるのが通常であるから解約権がないことは相殺を否定する理由にはならない、と述べる。

安東克正「8つの裁判例からみた投資信託からの回収」⁽⁴⁾ は、投資信託は銀行と融資先との経済的な取引によって積み上げられた預金がトレースされたものと捉えることができるから、解約金返還請求権については相殺の担保的機能に対する合理的期待が認められる、と述べる。

福谷賢典「再生債務者保有の投資信託受益権からの販売銀行の債権回収」⁽⁵⁾ は、手形の取立委任は撤回可能であるにもかかわらず最判昭和63年10月18日民集42巻8号575頁はそのことを以て相殺の合理的期待の存在を否定はしていないこと、解約以外の換価方法があるとしても販売会社が買取代金債務又は償還金支払債務を負うことになる以上相殺期待の有無には変わりはないこと等を挙げて、相殺を否定した名古屋地判平成22年10月29日金法1915号114頁に反対する。

(2) 相殺否定説

木村真也「支払停止後の投資信託受益権の解約と民事再生法93条2項2号の「前に生じた原因」に基づく相殺の可否(名古屋高判平24.1.31)」⁽⁶⁾ は、以下のような疑問を挙げて相殺否定説をとる。第1に、投資信託の換価方法は、解約以外にも、買取請求、受益権の譲渡、償還金の受領等があり、また管理委託契約を解約することもできるにもかかわらず、販売会社が平時から解約権を留保していない以上、合理的な相殺期待は認められない。大阪高判平成22年

⁽³⁾ 金法 1944 号 (2012 年) 6 頁、10~12 頁。

⁽⁴⁾ 金法 1944 号 (2012 年) 13 頁。

⁽⁵⁾ 債管 134 号 (2011 年) 15 頁。

⁽⁶⁾ 債管 136 号 (2012 年) 74 頁、78 ~ 80 頁。岡正晶他監修『倒産法の最新論点ソリューション』 (弘文堂、2013 年) 木村真也「投資信託の販売金融機関による相殺の可否および商事留置権の成否」78、103 ~ 106 頁。

4月9日も、販売銀行が銀行取引約定により解除できたことが重要な論拠とされている。第2に、販売会社は債権者代位権により解約を実行しているが、債権者代位権は本来責任財産保全のための制度であり、そのような場面での相殺に対する期待を合理的であると考えることはできない (7)。第3に、危機時期に停止条件付解約金返還請求権を差し押さえて債権回収をすれば執行行為の否認の対象となることとの対比から、相殺期待は合理的であるとは言い難い。第4に、相殺期待は一般債権者の回収の期待との調整で判断されるべきであり、一般債権者は受益権を対象として回収する期待を有している以上、安易に合理的な相殺期待を認めるべきではない。

(3) 検討

第1に、「合理的な相殺期待」の意義について確認する必要がある。ここでの「合理性」は、相殺を主張する債権者との関係ではなく、倒産手続あるいは他の一般債権者全員との関係で判断されるべきである。債権者が回収を望むのは当然であり、債権者が相殺により回収したいと考えるのも当然であって、これのみを以て「合理的な相殺期待」とは言い難い⁽⁸⁾。相殺権の行使が、特定の債権者の優先的な回収を基礎づけるものであり、この点において担保権の実行と同じ意味を持つものである以上、倒産手続あるいは他の一般債権者全員との関係において担保権と同視できるような地位に当該債権者が立っているか、という観点から「合理的な相殺期待」の有無を判断すべきである。

この点からは、投資信託の換価方法として解約が一般的であるとしてもなお他の方法もあること、またXY間には銀行取引約定がなくYには具体的な解約権・換価権や弁済充当権もないことを考慮すると、相殺否定説に傾く。

第2に、最判平成18年のとる停止条件付解約金返還請求権という法律構成の意味について考える必要がある。かつて、投資信託の受益者の債権者は受益権を対象とする強制執行をすることが困難であったことから、最判平成18年は、いわば執行の便宜として、受益者の販売会社に対する停止条件付解約金返還請求権(第三債務者は販売会社たる銀行)を観念して、これを執行対象とする強制執行を可能にしたのであって、上記法律構成を最判平成18年の事案を離れて過度に一般化するのは適切ではない、との指摘がされている⁽⁹⁾。

しかも、販売会社である銀行の貸借対照表には、販売した投資信託に係る停止条件付解約金 返還請求権に係る債務は計上されていないのではないか。また同様に、販売した投資信託に係

⁽⁷⁾ 伊藤尚「破産後に販売会社に入金になった投資信託解約金と販売会社の有する債権との相殺の可否」金 法 1936 号 (2011 年) 52 頁、62 頁注 15 が指摘していたところである。

⁽⁸⁾ 笹川豪介「再生手続における投資信託の解約金との相殺」銀法 743 号 (2012 年) 13 頁、17 頁は、「合理的期待という当事者自身の実際の主観が重視されるべき要件 | という表現をする。

⁽⁹⁾ パネルディスカッション「倒産と相殺」債管 136 号 33 頁〔鹿子木康発言〕。

る委託者に対する停止条件付解約金返還請求権を資産としては計上していないのではないか。 委託者から入金されない限り停止条件は成就せず、販売会社は単に窓口として委託者からの解 約金を受益者に渡すに過ぎず、解約金は販売会社をただ通過するのみであり、本来解約金にか かる権利義務の主体とはならないのであって、販売会社である銀行も会計上はそのことを認め ているのではないかと思われる。少なくとも、銀行取引約定のない事案においては、販売会社 (銀行)の受益者(与信先)への信用供与の担保として用いることができるとまで言えるのか どうか疑問が残る。上述のような執行の便宜を超えて、販売会社の有する債権を自働債権と し、解約金返還請求権を受働債権とする相殺を認めるのは、停止条件付解約金返還請求権とい う法律構成の過剰な拡大ではなかろうか。

(4) 補足一説明義務

仮に銀行取引約定書がない事案においても相殺肯定説をとるとすれば、投資信託の販売の場 面で、銀行の受益者に対する債権(融資金返還請求権等)を自働債権、換価のための解約によ り発生する解約金返還請求権を受働債権とする相殺ができる旨の説明が必要なのではなかろう か。受益者の与り知らぬところで解約金返還請求権が、販売会社たる銀行の顧客に対する貸金 債権の担保目的物となるという事態は、無委託保証人の求償権を自働債権とする相殺を否定し た最判平成24年5月29日(金融法務事情1947号54頁)が「無委託保証人が破産者の破産手 続開始前に締結した保証契約に基づき同手続開始後に弁済をして求償権を取得した場合につい てみると、この求償権を自働債権とする相殺を認めることは、破産者の意思や法定の原因とは 無関係に破産手続において優先的に取り扱われる債権が作出されることを認めるに等しいもの ということができ、この場合における相殺に対する期待を、委託を受けて保証契約を締結した 場合と同様に解することは困難というべきである。」(下線は筆者が付した。)と説くところと は整合しないと思われる。即ち、民法上は相殺権の創出のために担保設定の意思に相当するも のは不要であるとしても、債権者平等原則が尖鋭化する倒産手続においては、債務者の意思あ るいは関与の契機なしに特定の債権者が相殺権のような優先権を得るという事態は原則として 認めるべきではないというのが上記判示の趣旨であり、この趣旨は投資信託の解約から発生す る解約金返還請求権を受働債権とする相殺にも及ぶべきである。

6 おわりに

名古屋高判平成24年1月31日(金法1941号133頁)に対しては上告受理申立てがされており、この申立ては認められているようであるので、相殺の可否に関する最高裁判所の判断が

待たれる⁽¹⁰⁾。

(10) 校正段階で、本稿が対象とした名古屋高判平成24年1月31日(金法1941号133頁)の上告審判決である最判平成26年6月5日(金判1444号16頁)が出されたため、その判決の概要を追記する。相殺の効力を認めた上記控訴審判決を破棄し、以下のように判示して、相殺の効力を否定した第1審判決を維持している。

「原審の上記判断のうち本件債務の負担が民事再生法93条2項2号にいう『支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因』に基づく場合に当たるとした部分は是認することができない。」(中略)

「前記事実関係によれば、本件債務は、Xの支払の停止の前に、XがYから本件受益権を購入し、本 件管理委託契約に基づきその管理をYに委託したことにより、Yが解約金の交付を受けることを条件と してXに対して負担した債務であると解されるが(最高裁平成17年(受)第1461号同18年12月14 日第一小法廷判決・民集 60 巻 10 号 3914 頁参照)、少なくとも解約実行請求がされるまでは、X が有し ていたのは投資信託委託会社に対する本件受益権であって、これに対しては全ての再生債権者が等しく Xの責任財産としての期待を有しているといえる。Xは、本件受益権につき解約実行請求がされたこと により、Yに対する本件解約金の支払請求権を取得したものではあるが、同請求権は本件受益権と実質 的には同等の価値を有するものとみることができる。その上、上記解約実行請求はYがXの支払の停止 を知った後にされたものであるから、Yにおいて同請求権を受働債権とする相殺に対する期待があった としても、それが合理的なものであるとはいい難い。また、Xは、本件管理委託契約に基づきYが本件 受益権を管理している間も、本件受益権につき、原則として自由に他の振替先口座への振替をすること ができたのである。このような振替がされた場合には、YがXに対して解約金の支払債務を負担するこ とは生じ得ないのであるから、ΥがΧに対して本件債務を負担することが確実であったということもで きない。さらに、前記事実関係によれば、本件においては、YがXに対して負担することとなる本件受 益権に係る解約金の支払債務を受働債権とする相殺をするためには、他の債権者と同様に、債権者代位 権に基づき、Xに代位して本件受益権につき解約実行請求を行うほかなかったことがうかがわれる。

そうすると、Yが本件債務をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有していたとはいえず、この相殺を許すことは再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨に反するものというべきである。したがって、本件債務の負担は、民事再生法93条2項2号にいう『支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因』に基づく場合に当たるとはいえず、本件相殺は許されないと解するのが相当である。」

理由は、概ね以下の3点に分けて理解することができる。

第1に、解約実行請求される前の受益権は全債権者の責任財産であり、解約金支払請求権は受益権と 実質的には同等の価値を有することである。全債権者が引き当てていた財産が、解約実行請求によって 特定債権者の優先的な満足の原資となるのは不当である、という趣旨であると思われる。

第2に、Yは解約実行請求をXの支払停止後にしているから、相殺に対する期待は合理的でないことである。この点は、後に記されている、解約実行請求が債権者代位権の行使に基づいていることとあわせて評価すべきであろう。即ち、Yは、解約を自己の権限として行うことができるような約定をXと締結していたわけではなかったことから、自分固有の権限に基づいて解約金支払債務を発生させることはできなかったのであり、したがってXの危機時期前には相殺に対する合理的な期待を有していなかった、という趣旨であると思われる。

第3に、Xによる受益権の換価方法として、解約以外にも、他の振替先口座への振替もあるから、解約金の支払義務を負担することは確実ではなかったことであり、この点は第1審判決が既に詳細に判示していたのと同じである。

【図】

Y銀行 (販売会社、口座管理機関) 解約金返還請求権(受働債権) X 保証履行請求権(自働債権)